

大分県の広域景観における取組みと課題



大分県 土木建築部
都市・まちづくり推進課

1.大分県における景観行政の概要

●大分県の景観の概要

本県は、山地が多く平地が少ない地形的な特徴を有し、変化に富んだ地形や自然が、景観の美しさや豊かさをつくり出している。

また、国東半島の六郷満山文化において、自然と宗教空間が一体となった形成される景観など、多くの固有の文化的景観も有している。



由布岳(由布市)



真玉海岸(豊後高田市)



両子寺(国東市)

さらに、山地を縫うように流れる河川沿いにおいては棚田などの田園風景、海岸部においては周防灘から日豊海岸にかけての漁業景観、別府湾周辺地域においては温泉街を背景とする湯けむり景観といった、本県の暮らしを支える産業によって形成された景観も多く有している。



両合棚田(宇佐市)



漁村集落(臼杵市)



別府湯けむり(別府市)

●大分県の景観行政の現状

本県では、令和2年3月までに、県内全18市町村が景観行政団体に移行しており、そのうち15市町村が景観計画を策定済みである。

市町村	移行年月日	計画策定年月日	景観計画区域
大分市	H16.12.17	H19.3.22	全域
別府市	H17.4.1	H20.3.27	全域
中津市	H18.7.21	H22.3.12	全域
日田市	H19.4.1	H23.6.30	全域
佐伯市	H29.3.1	R2.3.31	全域
臼杵市	H18.3.27	H23.5.16	全域
津久見市	H30.3.30	R8年度策定予定	—
竹田市	H23.2.7	H28.4.1	全域
豊後高田市	H19.5.1	H22.1.20	一部(田染荘小崎)
杵築市	H18.7.17	H25.3.25	全域
宇佐市	H18.4.14	H25.1.4	全域
豊後大野市	H28.3.1	R1.8.14	全域
由布市	H17.9.19	H20.10.1 H25.12.1	一部(湯の坪街道周辺) 一部(湯布院盆地内)
国東市	H20.5.1	H31.3.27	全域
姫島村	H27.1.1	R2.3.31	全域
日出町	R1.12.1	R6.10.29	全域
九重町	H31.2.1	R7年度策定予定	—
玖珠町	R2.3.31	R8年度以降	—

【県としての主な業務】

- 計画未策定市町への専門家派遣等の支援
- 景観に関する周知・啓発
- 小学生向けの景観教室実施
- 公共工事の景観配慮の推進
- etc.



2.大分県広域景観保全・形成指針について

●指針策定の経緯

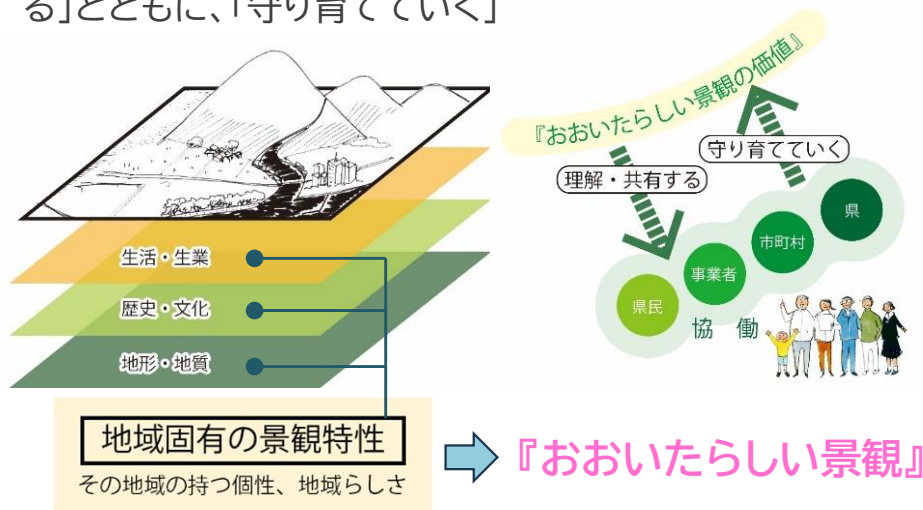
【課題】

- ▶ 大分県固有の景観の価値に対する理解・意識の低下
- ▶ 広域景観に影響を与える要因の多様化と増加
- ▶ 広域景観の保全・形成のための市町村間の連携の場が不足及び地域住民との関係が希薄

これらの課題を解決するとともに、県全体の景観意識の醸成を図り、多様な主体が協働しながら、良好な景観形成の取組を行うための**各主体の行動理念的**な指針として策定

●指針の基本理念

『おおいたらしい景観の価値』を次世代に引き継いでいくために、県民、事業者、市町村、県が、その価値を「理解・共有する」とともに、「守り育てていく」



●広域景観保全・形成に向けた各主体の行動指針

広域景観の保全・形成に向けた取組に対して、各主体がとるべき行動の指針は以下のとおり

県

- ▶ 関係団体が協働する場である広域景観協議会（※後ほど説明）の立ち上げ支援
- ▶ 広域景観協議会を通じて、関係団体と「おおいたらしい景観」の価値の共有を図るとともに、セミナーの開催等を通じて啓発を図る。
- ▶ 広域景観協議会を通じて、景観に関連する国や県の施策について、関係団体と情報共有を図る。

市町村

- ▶ 景観行政団体として、広域景観協議会の主体となる
- ▶ 地域の景観団体やまちづくり団体などに、広域景観協議会への参加を呼びかける。

県民 事業者

- ▶ 積極的に広域景観協議会に参加し、県や市町村と協働して広域景観の保全・形成に取り組む。

各主体がそれぞれの役割を認識し、これらを広域景観の保全・形成のための指針として取り組むことが必要

広域景観協議会は、県と関係市町村の連携を図るだけでなく、地域住民・団体等と一体となった取組みを推進していくことが重要

2.大分県広域景観保全・形成指針について

●広域景観エリアの設定

【広域景観エリアの考え方】

「地形・地質」「歴史・文化」「生活・生業」等の地域固有の景観特性に基づき、12の広域景観エリアの設定

さらに、12の広域景観エリアを基本的な特性の違いに基づき2つのタイプに分類

タイプA 景観の一体的な保全・形成を図るエリア



空間的に一体的もしくは連続的な広域景観であり、その一体性や連続性を確保する必要があるエリア

周防灘エリア、六郷満山エリア、筑後川水系エリア、別府湾エリア、やまなみハイウェイエリア、日豊海岸エリア、祖母・傾自然公園エリア



別府湾エリアなど、別府湾を囲み「見る」「見られる」の関係性にあり、空間的な一体性のある広域景観

タイプB 点在する景観の価値の共有を図るエリア



点在しているが、文化的・歴史的背景を共有するなど、イメージとして一体的な広域景観の保全・形成を図るエリア

耶馬溪エリア、北部石橋文化エリア、おおいた温泉地エリア、臼杵藩文化圏エリア、南部石橋文化エリア、



臼杵藩文化圏エリアなど、共通の特性を持った拠点が点在し、イメージとして一つのエリアを形成している広域景観

●例)別府湾エリアの特徴等

【景観特性】

本エリアは、別府湾を囲む市街地と別府湾を取り囲む山々の稜線までの区域であり、別府湾を囲む自然と人の営みが形作る「空間的な一体性」を持つ広域景観が形成されている。

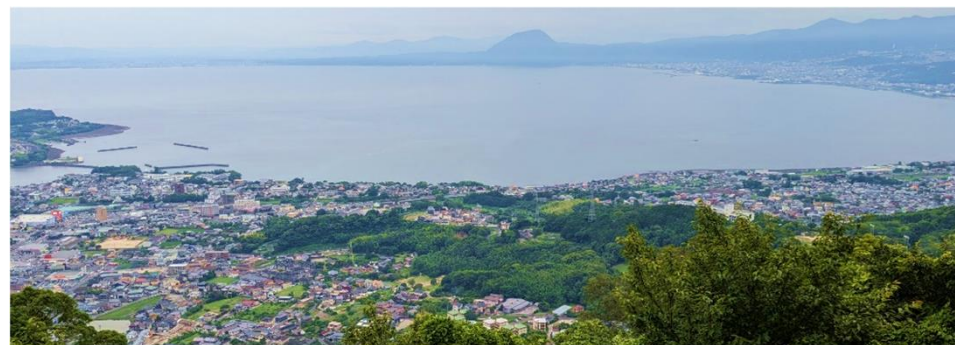


【広域景観エリアの考え方】

空間的な一体性を意識し、陸地側の主な視点場からの山々の稜線と市街地に囲まれる別府湾への眺望を保全する。

海側から陸地を見たときの、後背する山々の稜線に調和する市街地景観の形成に努める。

【特徴的な景観】



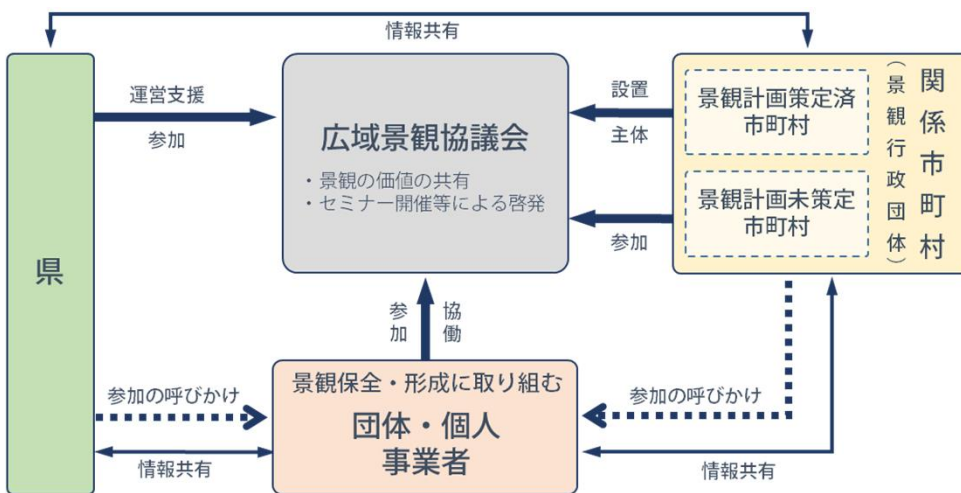
日出町城山から見た別府湾

2.大分県広域景観保全・形成指針について

●広域景観協議会の取組

広域景観に影響を与える再生可能エネルギー施設、耕作放棄地や空き家の増加などの課題は、地域住民や行政単体で解決することが困難であるため、それぞれが協働して取り組んでいくことが必要である。

広域景観協議会は、関係市町村間の景観施策の調整のほか、地域で景観の保全・形成やまちづくりに取り組んでいる団体等と協働し、広域景観の一体的な保全・形成に向けた検討を行う。(※市町村に対する個々の届出案件について協議する場ではない)



大分県 ○広域景観の一体的な保全・形成が図れるよう、関係市町村間の調整

市町村 ○広域景観協議会の調整結果を景観計画等に反映

県民事業者 ○行政の取組に積極的に参加、協力すること

○祖母・傾自然公園エリア広域景観協議会

- ▶ 令和7年8月6日(水) 13:30~16:00 開催
- ▶ 参加者32名
(県、市町村、地域活動団体、大学)
- ▶ 内容:意見交換
 - ・魅力的な景観について
 - ・景観の保全や魅力発信に係る課題
 - ・課題解決のための協議会としての取組



○意見交換で出た主な意見【課題について】

- ▶ 高齢化、後継者・担い手不足
→耕作放棄地や空き家の増加、商店街のシャッター化
- ▶ 開発行為(再エネ施設やゴミ処理施設)と景観との共生・バランス
- ▶ 地域住民の当事者意識の欠如(景観は他者から与えられるものと誤認)
→自分たちが創るものであるという認識が必要

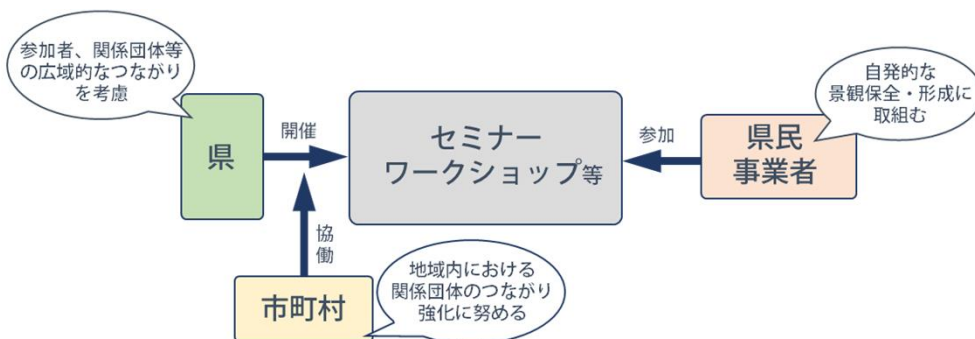
引き続き協議会を開催し、広域景観協議会としての
共通目標や具体的な取組等について議論していく予定

2.大分県広域景観保全・形成指針について

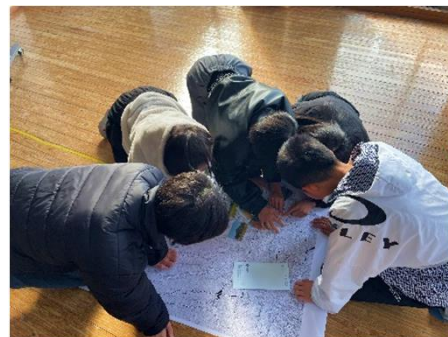
●その他の取組

○セミナー等の開催

良好な景観の保全・形成を図るには、地域の住民にその地域の景観の価値や自らの役割について、改めて認識してもらうことが重要であるため、県内各地でセミナー等の開催に取り組む。



さらに、景観に対する意識を高め、主体的に行動する人材を育むためには、子どもの頃から身近な景観に対する意識を高めていくことが重要であることから、子どもを対象とした景観教育に取り組む。

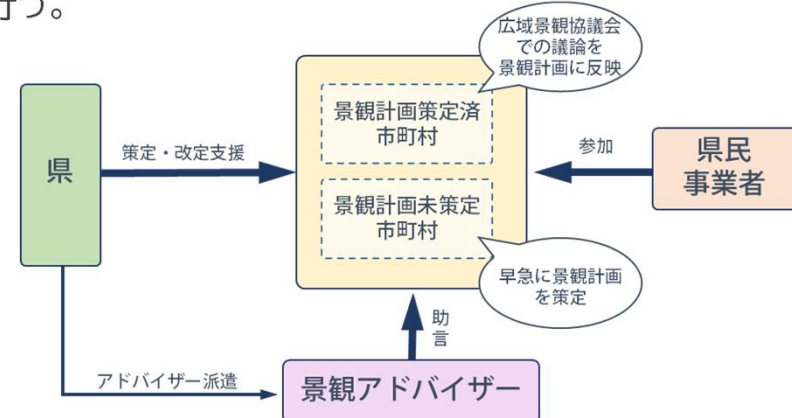


景観教室においてフィールドワークやグループワークで地域の景観を学ぶ様子

○景観計画策定・改定の支援

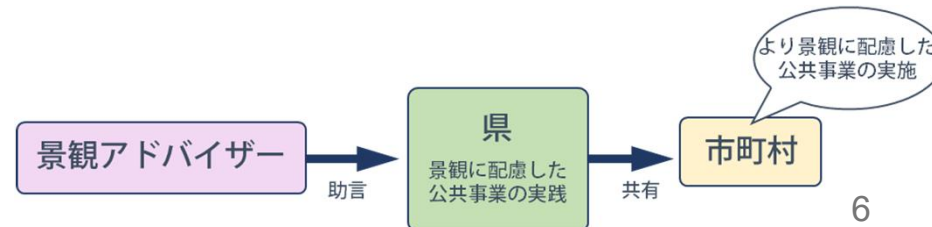
景観計画未策定の団体に対し、景観アドバイザーの派遣などの支援を行う。

さらに、広域景観協議会での調整の結果を踏まえた景観施策を進めるため、現行の景観計画にその内容を反映することが必要であることから、市町村が行うこれらの取組について支援を行う。



○景観に配慮した公共施設整備の取組

職員の景観意識の向上を図るため、特に景観に配慮する必要がある地域で実施する公共事業について、専門家による助言等を活用し、景観に配慮した実例を市町村職員に共有する。



●大分県の広域的な景観行政における課題と要望

○景観法の運用に係る都道府県の役割が不明確

県内の全市町村が景観行政団体に移行しているため、県は広域的な景観の保全・形成を推進しているが、景観法に都道府県の具体的な責務・役割が示されておらず、景観行政団体である市町村間の調整・とりまとめを行う権限・法的根拠がない。

→都道府県の責務・役割を景観法に明記

※ただし、都道府県に権限を持たせすぎることによって、市町村間の意見の違いやトラブル等の仲介役的な立場・判断の拠り所とならないように十分考慮する必要がある。

○広域景観協議会の役割が不明確・活動資金が不足

広域景観協議会の法的な位置づけ・役割が不明確であり、加えて、活動資金の不足が課題となっており、実効性のある取組の推進が困難である。

→①景観行政団体でない都道府県が、広域景観協議会を設置できるよう景観法に明記

②広域景観協議会の役割の明確化

③広域景観協議会の活動運営費・広報費等補助の創設